

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第6条第5項の規定に基づき、個人情報保護取扱事務の廃止について、次のとおり公表する。

令和3年1月28日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

事務の名称	意見公募手続に関する事務		
届出の区分	廃止	廃止 年 月 日	令和3年1月21日
廃止理由	秋田県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画（案）に対する意見公募期間終了のため		
変更の内容	変更前	変更後	
備考			